

# かとうき桜子

## 区政レポート



2017年5月号

(議会報告通号 Vol. 107)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102  
電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158  
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>  
メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp



メールマガジン発行中!

### 3月の定例会で出た、議員定数削減の議案の問題点

#### 議員の数を減らせば「改革」?

3月の区議会定例会最終日、「区議会議員を2名削減する」という議員提出議案が出て、否決されました。

賛成 22

(内訳) 公明12、民進6、都民ファースト2、維新の会1、大改革自民1、

反対 27

(内訳) 自民14 (自民党会派は15だが、議長を除くと14)、共産6、生活者ネット3、市民の声2、オリーブマン1、市民ふくし(IIかとうき) 1

この議案を提出した公明党等からは、「行政も職員削減、事業見直しなどの行政改革を行なっているのに、議員も身を切る改革をすべき」といった提案理由が挙げられました。しかし、「議員の役割は今後どうあるべきか」の議論・改善がなされないまま、数だけ減らすのは「改革」とはいえないと考え、私は反対しました。

議員の役割は、議会制民主主義の下、住民の代表として、予算や議案の審査などを通じて、行政をチェックし施策の提案をしていくことです。議員が人口に応じて一定の人数いることは、住民の多様な声を反映させるために必要です。例えば私は福祉の課題を掘り下げて扱うことが多いですが、議員の中にはまちづくりについて詳しい人、環境問題に詳しい人など、いろいろなタイプの人が出て、多様な視点からの議論がなされます。

#### 駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時~8時30分頃)に配布しています。

- 毎週月曜日：大泉学園駅北口  
(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、グランエミオのビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)
- 月2回、火曜日：大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- 水曜または木曜のうち月3回：保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- 月2回、金曜日：石神井公園駅北口(駅正面と高架下)

#### かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ。現在、区議会議員3期目。
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわるの必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



#### 透明性のある議会を目指すことがこそが、「改革」なのではないか?

一方で、議会は平日の日中しかやっておらず傍聴しづらい、傍聴者に資料配布がされない、議事録の公開が遅い、動画公開は一部に限られるなど、議会の活動が住民の皆さんには見えづらいという課題があります。議会全体としてまずはこうした課題を検証し、話し合う場を設け、改善を進めることが必要です。議会の透明性が十分ではないから、政務活動費の不正な使用といった問題が起こるのではないかと考えています。

議員の活動や議会の質を高める議論抜きに、人数を減らす話ばかりが先行するのは、議員自ら「たいした仕事はしていません」と言っているようなもので、悲しいです。

また、「身を切る改革が必要」というのであれば、議員の数を減らさなくても、議員報酬を減らせば対応可能です。練馬区議の年間の報酬を50万円ずつ減らせば、議員2名分の報酬・政務活動費くらいの額になります。

数を減らすという、一見しての分かりやすさに走るのではなく、真の意味での議会改革の議論をしていきたいと考えます。

二〇一七年五月

かとうき 桜子

# 児童虐待への対応を地域で充実させていくために

子どもに関する様々な相談を受けている児童相談所(児相)。昨年法律が改正され、東京23区にも設置できるようになりました。今、ほとんどの区は児相の設置に向けて前向きなのですが、練馬区は消極的。それは今の区長がかつては東京都の児童福祉行政の仕事をしてきたことがあり、その時の実感から、専門職の人材確保や一時保護の場所の確保など、区への設置には課題が様々あるから、ということだそうです。

たしかに、「子どもの安全と命を確実に守るためには体制整備が重要です。また、人口がかなり少ない区もすべて児相を設置することは現実的ではないかもしれません。しかし練馬区は人口70万人を超える、政令指定都市並みに規模の大きな区なので、迅速な児童虐待への対応のためには、設置を考えるべきです。」

児相設置を急がないかわり、区は児相との連携強化と、虐待を防ぐ観点からのショートステイの実施を2017年度の目標として発表しました。今回のレポートではそのことを紹介します。

## 親子の置かれた環境はさまざま

私は、子育て支援・若者支援をしている方や、支援を必要とする当事者のお話をお聞きすることがありますが、「虐待を疑われる状況」「適切でない養育状況」と一口にいても、さまざまな背景があると感じます。個々の状況に応じた丁寧な対応が必要ですが、制度的課題もあると感じています。

例えば、こんなケースがあります。

親御さんが病気で体調が悪くて、毎日家事をやるとか、朝、決まった時間に子どもを学校に送り出すといったことができなくなっている。衛生、栄養、生活リズムの管理などに課題が出てきて、養育の環境としては問題があるが、親は何かがんばろうとしている。「子どもを置いて通院する時間はない」と思ってしまう。余計に体調が悪化してしまう。

子どもも、そうやってがんばっている親を支えたいと思っていて、他の大人を頼れない。

こういう親子が一緒に暮らし続けるのが困難であると判断された場合、現状では練馬区には児相はないので、普段暮らししている地域とは離れた場所にある児相で一時保護をして、施設入所ということになります。

しかし、そうなることも学校を休んだり転校する必要も出てきますし、親にもほとんど会えなくなります。それは、体調が悪い中でもがんばってきた親にとっても、親のことを支えたいと思っていた子どもにとっても、不本意だという場合もあるわけです。

もちろん、親の暴力がひどく、離れた場所でも保護するほうが適切な場合もあります。でも、不適切な養育が起き始めた初期の段階で身近な地域での対応ができれば、激しい暴力

## 地域の中でのケアの充実を

に至らずに済むこともあるかもしれません。

練馬区は今年度、左上の表に掲げたような、新たなショートステイの取り組みを始めます。区のショートステイを活用すれば、子どもはいつものように学校に通いながら数日間親と離れ、生活リズムを整えることができます。親も病院を受診したり休息するなど、改善に向かって動くことができる可能性が出てくるのです。

こうしたショートステイの期間に、単に子どもを預かるだけではなく、親子に対する生活支援や心理的なケアをするべきであるというところ、また、家庭に戻った後に児童館や子ども食堂などの地域の支援につなげていくべきであるという指摘しました。

## 10代後半の子への対応も課題

上の表にあるように、区の子ども家庭支援センターで受けている相談は、小学生までが大半を占めており、中学生以上の年代への対応は不十分です。

これは、大きくなれば虐待状態が改善されて件数が少なくなるというところではありません。10代後半になると、子どもは自ら家を逃れて繁華街で過ごすといった場合もあります。その場合、周りの大人がその子のSOSに気付かないということもあるでしょう。「家にも学校にも居場所が感じられない」という若者の言葉の背景に、実は虐待があることが見逃されているケースも多いのです。

そこで、ショートステイでも中学生以上の子への対応も目指していくこと、児相との連携の中で10代後半の子への対応の充実をさせることを求めました。

## 児童相談所とは

児童福祉法で都道府県・政令指定都市への設置が義務とされている機関。

中核市にも設置することができる(義務ではない)。また、昨年法改正で東京23区にも設置できることになった。児童相談所の業務内容は以下のようなもの。(東京都児童相談センターホームページより要約)

- 児童福祉に関する相談・助言
- 児童の一時保護
- 養育家庭(里親)に関すること
- 施設入所のこと
- 知的障害のある子の手帳交付
- など

## 2015年度、練馬区の子ども家庭支援センターに寄せられた相談状況

全相談件数：2834件 そのうち、虐待相談：545件

(虐待相談の年齢別内訳)

相談対象内訳	0～3歳	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生・その他
件数	112件	109件	205件	75件	44件

## 練馬区が実施するショートステイ事業について

	【これまでのショートステイ】	【2017年度中に実施予定の新たな「要支援ショートステイ」】
利用要件/対象	保護者の入院や出産、冠婚葬祭などで、子どもを見てもらう必要がある場合	区の要保護児童として登録している児童の中で、虐待のリスクがあり、同事業を利用することにより、虐待予防につなげていける場合。対象年齢は小学生くらいまで。
利用期間	最長6泊7日	14日まで
利用料金	あり(減額・免除制度はある)	公費負担
備考		※入所中には、保護者および児童への個別に支援プログラムを行なう。 ※要支援ショートステイの利用のプロセス 区の処遇検討会の場で導入の適否を検討。事業の対象と判断された場合、地域担当の職員から保護者に事業の説明、保護者の同意を得て申請していただく。利用後は、事業を振り返るとともに、親子分離をした評価を実施していく予定。

4月初旬、かとうき桜子事務所で開催している若者支援の活動「ラ・プラス さくらの通り道」で山下敏雅弁護士をお呼びした勉強会を実施しました。山下弁護士は豊島区において10代後半の子が遊びに来る児童館のボランティアをしながら、困ったことがあったときには相談を受けるという「顔の見える関係づくり」をしっかりとつなげようとしています。練馬区においても、10代後半以降の年代の子の居場所づくりと、相談を受けられる場の充実も必要であると考えています。